参考資料

阿仁マタギ用具（追加指定）

１　種　　別　　有形民俗文化財
２　名称及び員数　　（旧）阿仁マタギ用具　126点　昭和34年１月７日指定
　　（新）阿仁マタギ用具　268点
３　所　在　地　　北秋田市阿仁根子、阿仁打当、阿仁比立内
　　北秋田市阿仁打当仙北渡道上ミ67　北秋田市ふるさとセンター
　　（マタギ資料館）
　　北秋田市阿仁根子字根烈５－１　　根子児童館
４　所有者　又は　　北秋田市、（株）マタギの里観光開発、個人（２５名）、
　管理責任者　　北秋田市教育委員会
５　説　　明

マタギとは、東北地方の山岳地帯を猟場とする伝統的な狩猟技術をもつ人々、またはその狩猟行為のことをいう。マタギは、代々伝えられている巻物を携え、古くから伝わる狩りの作法を守りながら狩猟を行ったことが特徴である。

昭和34年（1959）、狩猟道具及び狩猟の際に身につける道具を中心とした、阿仁地方のマタギ用具126点が県指定有形民俗文化財に指定された。その後50年あまり経って、研究の進展により、信仰や生活の面からも習俗を捉える再調査の必要性が生じた。

そこで、平成17年度から３年間、北秋田市阿仁地区の根子、打当、比立内の３集落に残るマタギ用具の所在確認と使用方法の聞き取り調査を行った。

今回の追加資料には、獲物によって異なる狩猟道具、薬の製造や販売に関する道具、江戸時代後期に藩の御製薬所へ熊の胆を納めたことを示す文書、山の神への信仰を示すものなどが新たに含まれる。それらはマタギの歴史や習俗の理解をより深めるために、必要不可欠である。

参考文献

秋田県教育委員会「阿仁マタギ用具」『秋田県の文化財』平成元年（1989）３月31日
秋田県教育委員会『秋田県指定有形民俗文化財 阿仁マタギ用具 文化財収録作成調査報告書』平成20年（2008）３月

資　料　内　訳	指定時	変更後	追加件数
狩猟に関するもの	５８	８５	２７
身につけるもの	５９	１１３	５４
日常生活に関するもの	３	２９	２６
売薬・行商に関するもの	０	１６	１６
信仰に関するもの	６	２５	１９
計	１２６	２６８	１４２

胃のし板

巻物
山立根本巻